

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年7月2日

【会社名】 株式会社ユーザベース

【英訳名】 Uzabase, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長(共同経営者) 稲垣 裕介
代表取締役社長(共同経営者) 梅田 優祐

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木七丁目7番7号
(平成30年7月1日から本店所在地東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号が上記のように移転しています。)

【電話番号】 (03)-4533-1999

【事務連絡者氏名】 経営財務企画担当専門役員兼CFO 村上 未来

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木七丁目7番7号

【電話番号】 (03)-4533-1999

【事務連絡者氏名】 経営財務企画担当専門役員兼CFO 村上 未来

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 18,360,000円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の
行使に際して出資される財産の価額の合計額 6,568,360,000円
を合算した金額
(注) 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して
出資される財産の価額の合計額を合算した金額は、本有価
証券届出書提出日現在における見込額です。行使価額が修
正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額
に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計
額を合算した金額は増加又は減少します。
また、新株予約権の権利行使期間に行使が行われない場合
及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株
予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資
される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	20,000個
発行価額の総額	18,360,000円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、発行価格に20,000を乗じた金額とする。)
発行価格	本新株予約権1個当たり918円とするが、当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める平成30年7月9日から平成30年7月11日までの間のいずれかの日(以下「条件決定日」という。)において、別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載する方法と同様の方法で算定された結果が918円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成30年7月31日(火)
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社ユーザベース Corporate本部 東京都港区六本木七丁目7番7号
払込期日	平成30年7月31日(火)
割当日	平成30年7月31日(火)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 芝支店

(注) 1 第19回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)は、平成30年7月2日(月)(以下「発行決議日」という。)開催の当社取締役会において発行を決議しています。

2 申込み及び払込みの方法は、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的となる株式の総数は2,000,000株、交付株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 本新株予約権の行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、平成30年8月1日以降、本新株予約権の各行使の効力発生日(効力発生日については、本欄外(注)6 本新株予約権の行使請求の方法(3)を参照。)(以下「修正日」という。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)(以下「東証終値」という。)の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。)に、当該修正日以降修正される。 3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4 行使価額の下限：本新株予約権の下限行使価額は、(a)発行決議日の直前取引日の東証終値に相当する金額又は(b)条件決定日の直前取引日の東証終値の50%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。)のいずれか高い額とする。(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定により調整されることがある。) 5 交付株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は2,000,000株(平成30年3月31日現在の発行済株式総数に対する割合は6.81%)、交付株式数は100株で確定している(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。) 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：6,568,360,000円(但し、この金額は、本欄第4項に従って決定される下限行使価額のうち、最も低い金額である3,275円を基準として計算した金額であり、実際の金額は条件決定日に確定する。また、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 本新株予約権には、当社の決定により残存する本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
<p>新株予約権の目的と なる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 単元株式数は100株である。</p>
<p>新株予約権の目的と なる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の総数は2,000,000株とする(本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数(以下「交付株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第4項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。 $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> 3 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

	<p>4 交付株式数の調整を行うときは、当社は、その旨及びその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に書面により通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合、その他適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権1個につき、行使価額(但し、本欄第2項又は第3項によって修正又は調整された場合は、修正後又は調整後の行使価額とする。)に交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初、条件決定日の直前取引日の東証終値と発行決議日の直前取引日の東証終値のいずれが高い方の金額とする。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>平成30年8月1日以降、行使価額は、修正日の直前取引日の東証終値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切捨て)に、当該修正日以降修正されるが、かかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>但し、下限行使価額は、本欄第3項の規定を準用して調整される。</p> <p>各本新株予約権の行使にあたって本項の規定により行使価額の修正が行われる場合には、当社は、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を修正日に通知する。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使により交付する場合、会社分割、株式交換若しくは合併により交付する場合又は本新株株式(下記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に定義する。)を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、又は株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日若しくは株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て(以下「株式分割等」という。)を行う場合</p> <p>調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日(基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(但し、第18回新株予約権(下記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に定義する。))の発行並びに当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。))の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得請求権付株式等」という。))の全てが当初の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得条項付株式等」という。))に関して当該調整前に本号 又は による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、() 上記交付の直前の本項第(3)号 に定める既発行株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、() 上記交付の直前の本項第(3)号 に定める既発行株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。</p> <p>取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(以下、本 において「取得価額等」という。))の下方修正等が行われ(本号 又は本項第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。))における本項第(3)号 に定める時価を下回る価額になる場合</p> <p>() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。</p> <p>() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記()による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の本項第(3)号 に定める既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する普通株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。</p>
--	---

本号乃至の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号乃至に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号乃至の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号の場合は基準日又は株主確定日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が定められている場合にはその日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」は、基準日又は株主確定日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。

本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(但し、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

	<p>(4) 本項第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。</p> <p>当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とする場合。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。</p> <p>(5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。</p> <p>(6) 本項の規定により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、その旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権者に書面により通知する。但し、適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>6,568,360,000円(発行決議日の直前取引日における東証終値等の数値を前提として算定した見込額である。)</p> <p>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成30年8月1日から平成32年7月31日までの期間(以下「行使期間」という。)とする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認められた日については、本新株予約権を行使することができない。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 本新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 芝支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p>

	<p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)が当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認された場合は、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。</p> <p>3 当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止になった場合は、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定された日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の目的

当社は、本日、「NewsPicks事業のグローバル展開に向けた、米国Quartz社の買収、第三者割当による新株式発行及び新株予約権発行に関するお知らせ」(以下「本M&Aプレスリリース」という。)で公表したとおり、NewsPicks事業が2023年までに、全世界でユーザー数(MAU)1,000万人、有料会員数100万人を達成し、“世界で最も影響力のある経済メディア”となることを目的に、米国発のクオリティ経済メディアのQuartz Media LLC(以下「Quartz社」という。)を買収(以下「本M&A」という。)することを発表しました。本M&Aの内容及び意義については本M&Aプレスリリースをご参照ください。

本M&Aに係る取得対価(計75百万米ドル(約82.5億円))(注1、2)のうち、現金対価(50百万米ドル、約55億円)については金融機関から借入期間を2年とする借入れにて調達します。

当社の主力事業であるSPEEDA(注3)事業及びNewsPicks(注4)事業は順調に成長しており、今後収益性の更なる向上が見込まれます。一方で今回買収を行う米国事業は、市場規模及び成長ポテンシャル共に大きなものであり、当社にとって次の10年の成長を牽引する重要な取り組みになります。当社は経営の意志として、買収後数年間は成長のための投資期間と位置づけ、Quartz社への投資を加速し、米国事業の黒字化を目指していきます。

本M&A完了後の当社の事業は、既存事業の収益化フェーズと米国事業の成長投資フェーズの両輪とするものであり、その中で当社の成長戦略を着実に遂行していくためには、財務基盤の充実が重要であると考えています。

当社はこのような考えのもと、本M&Aを含めた今後の成長戦略投資を推進するにあたり、Quartz社買収に係る借入金を返済することで十分な資金調達余力を確保すると共に資本負債構成の適正化を図り、また同時に自己資本を増強することを目的に、本新株予約権の発行による資金調達を行うこととしました。

本新株予約権の下限行使価額は、本日(発行決議日)の直前取引日の東証終値に相当する金額を下回らないように設定されています。これは、当社の現在の株価は既存事業に対する評価を反映したものであり、本M&Aによる影響は当社の今後の株価に反映されるとの考えに基づき、当社が本M&Aによる企業価値向上を実現していく中で本新株予約権の行使が進み、資金調達が実現する設計にしたものです。これにより、本新株予約権の発行及び行使に伴う株価への影響を軽減しつつ、資金調達を行うことが可能となります。

なお、今回の資金調達における具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、「2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載しています。

(注) 1 米ドル・日本円の為替レートを便宜上1米ドル=110円で換算しています。

2 上記に加えて、Quartz社の業績の達成割合に応じて条件付対価をQuartz社の出資者に支払う合意がなされています。

詳細は本M&Aプレスリリースをご参照ください。

3 SPEEDAは、ビジネスパーソンの情報収集・分析における課題を解決する最先端のプラットフォームです。世界中の企業情報、業界レポート、市場データ、ニュース、統計、M&Aなどあらゆるビジネス情報をカバーしています。

4 NewsPicksは、The Wall Street JournalやThe New York Timesなどの国内外100を超えるメディアのニュースのほか、NewsPicks編集部が作成するオリジナル記事も配信するソーシャル経済メディアです。各業界の著名人や有識者が投稿したコメントと共に、多角的にニュースを読み解くことができます。

(2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、行使期間を約2年間とする本新株予約権を、第三者割当の方法によって当社が割当予定先であるみずほ証券株式会社(以下「割当予定先」という。)に対して割当て、割当予定先の裁量による本新株予約権の行使に伴って当社の資金調達及び資本増強が行われる仕組みとなっています。本新株予約権には、当社の判断により、割当予定先に対して一定期間中の本新株予約権の不行使を義務付けることが可能な停止指定条項(下記<停止指定条項>をご参照ください。)が付与されています。また、本新株予約権は、本M&A並びに本M&Aに関して実施される第三者割当による当社普通株式及び新株予約権の発行(以下「本クローリング」という。)が行われ、当社がかかる事実を公表した日の翌営業日以降でなければ行使されない仕組みとなっています(下記<行使制限>をご参照ください。)。なお、当社が割当予定先との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生後に締結する第三者割当て契約(以下「本割当契約」という。)には、下記の内容が含まれます。

<停止指定条項>

- 1) 当社は、割当予定先に対して、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間(以下「停止指定期間」という。)を指定(以下「停止指定」という。)することができます。停止指定期間は、平成30年8月2日から平成32年6月18日までの期間中のいずれかの期間とし、当社が割当予定先に対して停止指定を通知した日の翌々取引日から(当日を含みます。))当社が指定する日まで(当日を含みます。))とします。
- 2) 当社は、停止指定を行った場合、いつでもこれを取り消すことができます。
- 3) 当社は、停止指定を行った場合又は停止指定を取り消した場合には、その旨をプレスリリースにて開示します。

<譲渡制限条項>

割当予定先は、本新株予約権について、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、当社以外の第三者に対して譲渡を行うことはできません。

<行使制限>

割当予定先は、当社が本クローリングの事実を公表した日の翌営業日以降でなければ、本新株予約権を行使することができません。

<本新株予約権の取得請求条項>

割当予定先は、本新株予約権発行後、平成32年6月17日までのいずれかの5連続取引日の当社普通株式の東証終値の全てが本新株予約権の下限行使価額の70%に相当する金額を下回った場合、又は平成32年6月18日以降はいつでも、当社に対して通知することにより本新株予約権を取得することを請求することができます。かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の新株予約権要項に従い、本新株予約権1個につき払込金額と同額を支払うことにより残存する全ての本新株予約権を取得します。

また、当社は、本クローリングが行われないまま平成30年9月30日が経過した場合又は本クローリングが行われないことが合理的に明らかとなった場合には、そのいずれか早い日において当該事実を公表し、当該公表を行った日から15営業日以内に、本新株予約権の新株予約権要項に従い、本新株予約権1個につき払込金額と同額を支払うことにより残存する全ての本新株予約権を取得します。

なお、本新株予約権には、上記<本新株予約権の取得請求条項>とは別に、当社の選択によりいつでも、残存する本新株予約権の全部を取得することができる旨の取得条項が付されています。当該取得条項については、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項をご参照ください。

(3) 資金調達方法の選択理由

様々なエクイティ・ファイナンス手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、当社の資金需要に応じた資金調達を図ることが可能な手法であるかどうかと共に、既存株主の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているのかも重視しました。また、資本政策の変更が必要となった場合の柔軟性が確保されていること等も手法選択の判断材料としました。

その結果、以下に記載した<本資金調達方法の特徴>、<本資金調達方法のデメリット>及び<他の資金調達方法との比較>を踏まえ、当社は、本新株予約権による資金調達が、当社のニーズを充足し得る現時点における最良の選択であると判断しました。

<本資金調達方法の特徴>

- 1) 当社の資金需要に応じた資金調達を図ることが可能な設計となっています。
 - ・割当予定先の裁量による本新株予約権の行使に伴う資金調達を行いながら、当社の資金需要や株価の状況に応じて当社が停止指定を発することにより、臨機応変な資金調達を図ることが可能な設計となっています。
- 2) 過度な希薄化への配慮がなされています。
 - ・発行後の当社株価動向にかかわらず、本新株予約権の行使による最大増加株式数が固定されていることから、行使価額の下修正がなされた場合には潜在株式数が増加する転換社債型新株予約権付社債(一般的なMSCB)とは異なり、株式価値の希薄化が限定されています。
- 3) 株価への影響の軽減が期待されます。
 - ・本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていますが、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはなく、株価が下限行使価額を下回る等の株価低迷の局面において、更なる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっています。
 - ・本新株予約権には停止指定条項が付与されており、当社株価動向等を勘案して、当社が割当予定先による本新株予約権の行使を希望しない場合は、停止指定期間を指定することができます。
- 4) 資本政策の柔軟性が確保されています。
 - ・資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により発行期間中を通じて、残存する本新株予約権の全部を取得することができることから、資本政策の柔軟性を確保することができます。

なお、本新株予約権には下記のデメリットが存在しますが、上記の特徴は、当社にとって下記のデメリットを上回る優位性があるものと考えています。

<本資金調達方法のデメリット>

- 1) 市場環境に応じて、本新株予約権の行使完了までには一定の期間が必要となります。また、当社の株式の流動性が減少した場合には、行使完了までに時間がかかる可能性があります。
- 2) 株価が下限行使価額を下回って推移した場合には、行使が行われず資金調達が進まない可能性があります。
- 3) 本新株予約権の発行後に、当社普通株式の東証終値が一定期間下限行使価額を下回った場合には、割当予定先が当社に対して取得請求を行う場合があります。

また、当社は、本新株予約権を選択するにあたり、下記のとおり、他の資金調達手法との比較検討もを行い、その結果、本新株予約権が現時点において当社にとって最良の選択であると判断しました。

<他の資金調達方法との比較>

- 1) 公募増資等により一度に全株を発行する場合には、一時に資金調達を実現可能な反面、1株当たりの利益の希薄化も同時に発生するため、株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。
- 2) 株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、調達額が割当先である既存投資家の参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた調達に困難であるため、今回の資金調達方法として適切でないものと考えています。
- 3) 株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下修正がなされた場合には潜在株式数が増加するために、株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。

- 2 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
- 本新株予約権に関して、当社は、本新株予約権の割当予定先であるみずほ証券株式会社との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の本割当契約において、上記「(注)1 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由 (2) 資金調達方法の概要」に記載の内容以外に下記の内容について合意する予定です。
- < 割当予定先による行使制限措置 >
- 1) 当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、所定の適用除外の場合を除き、単一暦月中にMSCB等の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込時点における上場株式数の10%を超える場合(以下「制限超過行使」という。)には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する(割当予定先が本新株予約権を第三者に転売する場合及びその後当該転売先がさらに第三者に転売する場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、同様の内容を約する旨定めることを含む)。
 - 2) 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。
- 3 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
- 該当事項なし
- 4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
- 本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役社長である稲垣裕介は、その保有する当社普通株式の一部について割当予定先であるみずほ証券株式会社への貸株を行う予定です。
- 割当予定先であるみずほ証券株式会社は、本新株予約権に関して、本新株予約権の行使の結果取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本新株予約権の行使に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。
- 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項
- 該当事項なし
- 6 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使しようとする場合、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとします。
 - (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
 - (3) 本新株予約権の行使の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとします。
- 7 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
- 本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の適用を受けます。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとします。
- 8 新株予約権証券の発行
- 本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないこととします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
6,568,360,000	5,500,000	6,562,860,000

- (注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額(18,360,000円)に、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額(6,550,000,000円)を合算した金額です。
- 2 本新株予約権の発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日における東証終値等の数値を前提として算定した見込額です。また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額は、発行決議日の直前取引日の東証終値を本新株予約権の当初の行使価額であると仮定して、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定した場合の金額ですが、本新株予約権の最終的な発行価額及び本新株予約権の当初の行使価額は条件決定日に決定されます。
- 3 行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は変動します。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額は減少します。
- 4 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本新株予約権の価値算定費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等)の合計額です。
- 5 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途は以下のとおりです。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
Quartz社買収に係る借入れの返済のための資金	5,500	平成30年8月～平成32年7月
本M&A後のNewsPicksの米国事業(Quartz社及びNewsPicks USA)のコンテンツ制作費その他運転資金	1,062	平成31年1月～平成32年12月
合計	6,562	

- (注) 1 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は変動します。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額は減少します。本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、手元資金、内部キャッシュフロー及び銀行借入等により充当する予定ですが、その時点における当社の事業環境、財務状況に鑑みて、別途の手段による資金調達を実施する可能性があります。なお、本新株予約権の行使時における株価推移により上記の使途に充当する支出予定金額を上回って資金調達できた場合には、米国の事業拡大に向けた運転資金及び投資資金に充当する予定です。
- 2 当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金を速やかに支出する計画ですが、支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定です。
- 3 上記具体的な使途については、Quartz社買収に係る借入れの返済のための資金から優先的に充当する予定です。
- 4 当社は、Quartz社買収に係る借入れとして、株式会社みずほ銀行を借入先、借入金額55億円、市場金利を参考にした変動金利を借入利率、借入期間を2年、無担保とする借入契約を締結する確約を得ています。

第2 【売出要項】

該当事項なし

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 本M & Aについて

当社は、平成30年7月2日開催の当社取締役会において、Quartz社を吸収合併存続会社、UZ LLC(以下「UZ」という。)を吸収合併消滅会社とし、当社の普通株式及び新株予約権を合併の対価とするデラウェア州法上の吸収合併(いわゆる三角合併)を実施するために必要となる合併対価を吸収合併消滅会社に取得させることを目的とし、UZを割当予定先として行う第三者割当に係る新株式(以下「本新株式」という。)の発行及び新株予約権(以下「第18回新株予約権」という。)の発行を決議しています。

(1) 本M & Aの目的

当社は、「経済情報で、世界を変える」をミッションに掲げ、世界中で利用される経済情報インフラを創出したいと考えています。

今日、当社が提供するサービスは多くのビジネスパーソンにご活用いただいています。企業・業界情報プラットフォーム「SPEEDA」のユーザー企業数は1,000社を超え、ソーシャル経済メディア「NewsPicks」のユーザー数は330万人を超えています。

国内で一定の事業基盤を構築した今、グローバル事業への投資を増やすことは、当社の掲げるミッションを実現するためにも、次の10年の成長を加速させるためにも、不可欠です。

当社のコア事業の一つであるNewsPicks事業は2013年にサービスを開始して以来、(1)プラットフォーム、(2)メディア、(3)コミュニティの3要素を融合するという、独自のビジネスモデルを築いてきました。また、広告収入のみに依存しがちなデジタルメディアの領域において、有料課金モデルを開拓し、広告売上と課金売上を高次元で両立させることに成功しました。

その成功を武器に、昨年、北米においてDow Jones社と合併企業を設立し、米国市場に進出しました。2017年11月に始動した米国版NewsPicksのDAU(注1)は、日本版NewsPicksの立ち上げ時を大きく上回るペースで伸張しており、米国市場での成功の手応えを感じています。

巨大な市場を有する米国において、当社が日本で作り上げた成功モデルを実現するには、コンテンツ、テクノロジー、ビジネスに秀でたチームが必要です。モバイルに適したクオリティの高いコンテンツを提供するQuartz社は、当社が北米のみならずグローバル展開を目指す上で最適のパートナーと考え、買収することとしました。

Quartz社は2012年に設立された新しい経済メディアです。Quartz社の共同経営責任者であるJay Lauf氏及びKevin Delaney氏は米国を代表するメディア分野のプロフェッショナルです。優れた経営陣のリーダーシップの下、モバイルテクノロジーとジャーナリズムを組み合わせたメディアとして、また、優れたUI・UX・コンテンツ(注2)を有するメディアとして、高い評価を得ています。

Quartz社の哲学、カルチャーは、以下の点でNewsPicksと極めて類似しており、当社のミッション「経済情報で、世界を変える」を実現する上で最適のパートナーと考えています。

- 世界を動かす読者層
- 世界中の取材ネットワーク
- 世界トップクラスの経済ジャーナリスト
- モバイルファーストのデザイン
- 高品質なブランドコンテンツ

当社は今回のQuartz社買収により、今後、北米・世界市場において、Quartz社が抱える約2,000万人の優良読者を基盤としながら、NewsPicksが培ってきた有料課金、マルチメディア展開、コミュニティ運営の事業モデル・ノウハウを生かしていきます。それによって、世界でのNewsPicks事業拡大の成長に弾みをつけることが可能になると確信しています。

本M & Aは、2023年までに、全世界でユーザー数(MAU)(注3)1,000万人、有料会員数10万人を達成し、“世界で最も影響力のある経済メディア”を目指す当社にとって貴重な機会であり、当社の企業価値の向上に資するものと考えています。

- (注) 1 DAU(デイリーアクティブユーザー数)とは、1日にサービスを利用したアクティブユーザー数のことです。
2 UI(ユーザーインターフェイス)とは、製品・サービスに対してユーザーが直接触れる部分(視覚情報を含む)、UX(ユーザーエクスペリエンス)とは、ユーザーが製品・サービスの利用を通じて得られる体験のことです。
3 MAU(マンスリーアクティブユーザー数)とは、1ヵ月に1回以上のサービスを利用したアクティブユーザー数のことです。

(2) 本M & Aの対価

本M & Aに係る取得対価は、計75百万米ドル(約82.5億円、注1)相当の当社普通株式及び現金です。また、当該取得対価に加えて、業績の達成割合に応じて条件付対価(以下「アーンアウト対価」という。)をQuartz社の出資者に支払う合意がなされています(注2)。

取得対価の内訳は、当社普通株式：25百万米ドル(約27.5億円)相当及び現金：50百万米ドル(約55億円)です(但し、当社が交付する当社普通株式としては、25百万米ドル(約27.5億円)を本M & Aが実行される日(平成30年7月31日の予定です。以下、「クロージング日」という。)の直前取引日の当社普通株式の出来高加重平均価格で除した数を交付することを予定しているところ、当該数が1,232,480株を超過する場合は、当該超過分に相当する部分については株式でなく現金で支払うことを予定しており、その場合、現金での支払金額が増加する可能性があります。以下同じ。)

当社は、本M & Aに際してのQuartz社との協議・交渉の過程において、本M & Aの対価の一部として、当社普通株式を交付することで自己資本を増強し、当社の財務基盤を充実させることが重要との考えに基づき、当社普通株式を対価とした場合の希薄化の程度、現金を対価とした場合の財務上の影響、その他本M & Aの最適な仕組み等を検討した結果、上記のとおり、Quartz社の出資者に対して当社普通株式及び現金を交付することとしました。

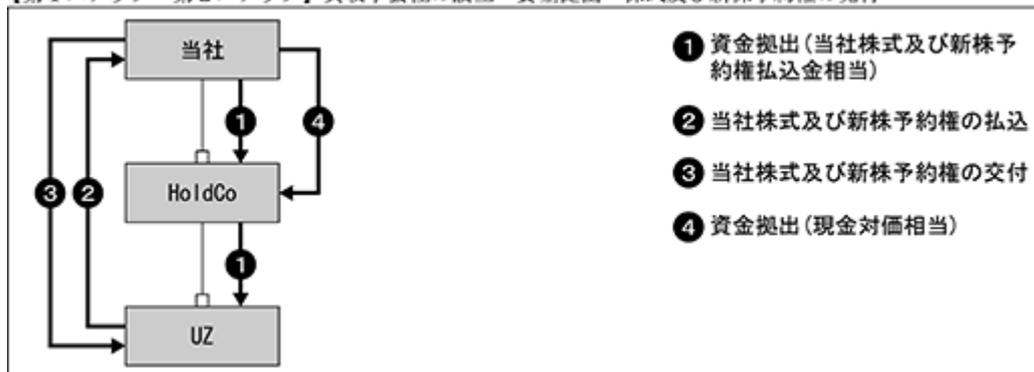
本件の買収価額を決定するに際して、当社は、そのファイナンシャル・アドバイザーであるGCA株式会社(以下、「GCA」という。)による平成30年6月13日付企業価値算定書を取得しました。当社は、当該算定書において採用されている、当社が作成した本M & A後のQuartz社の事業計画に基づくディスカунテッド・キャッシュフロー法(DCF法)及びデジタルメディア業界における類似取引比較法のほか、参考指標として提示された類似会社比較法に基づく算定結果も勘案の上、Quartz社の出資者と協議、交渉し、最終的に本件の買収価額を決定しました。なお、アーンアウト対価の最大額を支払うこととなった場合における本件の買収対価の総額は、GCAによる算定結果のレンジに収まっています。

- (注) 1 米ドル・日本円の為替レートを便宜上1米ドル=110円で換算しています。以下同様です。
2 アーンアウト対価の内訳は、新株予約権：最大25百万米ドル(約27.5億円)相当(注：新株予約権の行使により取得できる最大株式数に、平成30年6月29日の当社普通株式の株価の出来高加重平均価格を乗じた金額となります。以下同じ。)及び現金：最大10百万米ドル(約11.0億円)です。アーンアウト対価は、クロージング日のQuartz社の出資者に追加的に支払われる対価であり、平成30年12月に終了する事業年度(以下「平成30年12月期」という。)に係るQuartz社の売上のうち、諸条件を満たした売上と、平成30年12月期末時点の有料課金ユーザー数に応じて支払われます。アーンアウト対価の導入により、本M & Aに伴う当社のリスクを軽減するとともに、Quartz社側に対するインセンティブ効果が得られることとなります。具体的には、売上の額と有料課金ユーザー数が一定の目標値に達しない場合にはアーンアウト対価は発生せず、目標値を超えた場合には業績指標に対する達成比率に応じた額の対価が支払われることとなります。ただし、新株予約権については、新規の新株予約権の交付ではなく、クロージング日に交付される新株予約権(一定の行使制限が付されています。)の行使可能数が、業績指標に対する達成比率に応じて増加されるという形式となります。アーンアウト対価の一部として新株予約権を用いることとしたのは、アーンアウト対価としての当社株式の交付時期は平成31年上半が見込まれるところ、クロージング日に新株予約権として交付することにより、権利関係の早期確定及び両当事者の利便性を図ることを目的としたものです。アーンアウト対価として行使可能となる新株予約権の目的となる当社普通株式は最大で862,736株となり、平成30年3月31日現在における当社発行済株式総数に対する割合は2.9%です。

(3) 本M&Aの方法

本M&Aは、当社が新たに米国に設立した子会社に対して、当社の新株式の発行及び新株予約権の発行を行い、当該子会社がQuartz社との合併に際してその合併の対価として、これらの株式及び新株予約権をQuartz社の出資者に対して交付するという方式により行います。その具体的手続きは、大要以下のとおりとする予定です。

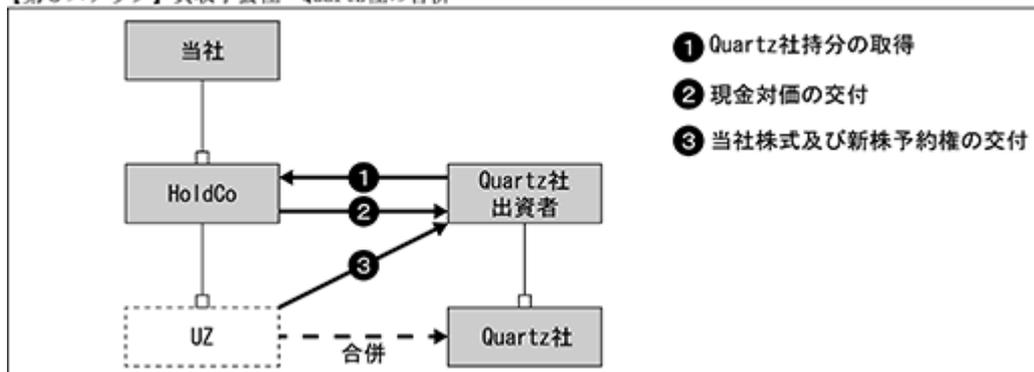
【第1ステップ・第2ステップ】買収子会社の設立・資金拠出・株式及び新株予約権の発行



第1ステップとして、当社は、当社の米国子会社であるUzabase USA, Inc(以下「HoldCo」という。)の子会社として、米国デラウェア州にUZという買収子会社(割当予定先)を設立しました。当社は、UZに対し、当社の新株式及び新株予約権に係る第三者割当の払込みに必要な資金をUZの増資をHoldCoを通じて引き受けることにより拠出します。

第2ステップとして、当社は、UZにQuartz社との合併の対価として交付する当社普通株式及び新株予約権を取得させるため、UZに対して第三者割当により新株式及び新株予約権の発行を行い、UZはこれを引き受けます。(これにより、「第1ステップ」において当社がHoldCoを通じてUZに拠出した資金は、払込金としてUZから当社に戻ってくるため、本M&Aにおける実質的な資金の流出とはなりません。)また、当社は、HoldCoに対し、UZとQuartz社の合併の対価としてQuartz社の出資者に交付する現金額に相当する資金を、HoldCoの増資を引き受けることにより拠出します。

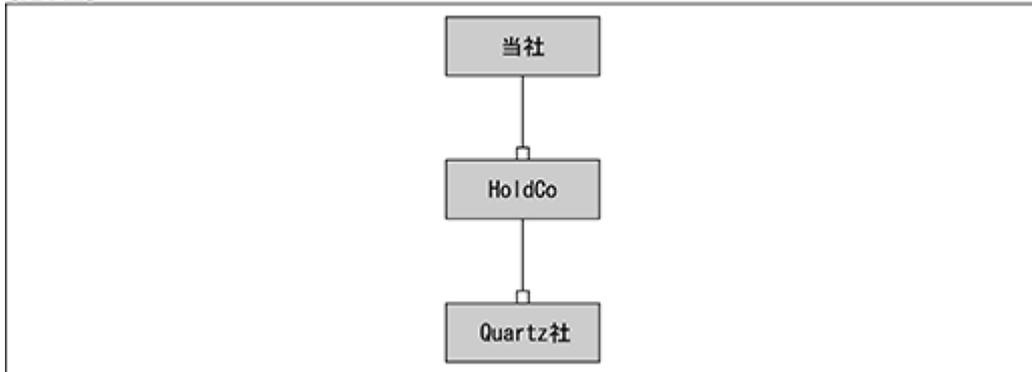
【第3ステップ】買収子会社・Quartz社の合併



第3ステップとして、Quartz社を存続会社としUZを消滅会社とする合併を実施します。Quartz社の出資者に対する合併対価として、HoldCoは現金を、消滅会社であるUZは当社普通株式及び新株予約権を、それぞれ交付します。

以上の結果、Quartz社は、当社の100%米国子会社であるHoldCoの100%子会社(当社の米国完全孫会社)となります。

【完了図】



なお、上記ステップの完了後、「1. 本M&Aについて (2) 本M&Aの対価 (注) 2」に記載のとおり、クロージング日のQuartz社の出資者に対して追加でアーンアウト対価として、当社新株予約権の行使により発行される当社普通株式及び現金が交付されることがあります。

2 第三者割当による新株式発行について

上記「1. 本M&Aについて」に記載のとおり本M&Aの対価の一部とするため、当社は、平成30年7月2日開催の当社取締役会において、UZに対して平成30年7月31日から同年10月1日を払込期間として新株式発行を決議しています。当該新株式発行の概要については、以下のとおりです。なお、詳細につきましては、平成30年7月2日提出の本新株式の募集に係る有価証券届出書をご参照ください。

払込期間	自平成30年7月31日(火) 至平成30年10月1日(月)
発行新株式数	普通株式最大1,232,480株
発行価額	1株につき3,207円
調達資金の額	最大3,952百万円。但し、割当予定先が申込又は払込みを行う株式数は、クロージング日の直前取引日の当社普通株式の出来高加重平均価格で換算した発行価額の総額が25百万米ドル(約27.5億円)相当となる数に決定される予定です。詳細は下記「募集又は割当方法」をご参照ください。 (今回の新株発行は、上記「1. 本M&Aについて」に記載のとおり、本M&Aのために割当予定先に対して行うものであり、上記の払込金額は当社がHoldCoを通じて割当予定先の増資を引き受けることにより当社から割当予定先に対して供与された資金によってなされるものであって、資金調達を目的としたものではありません。)
募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、UZに最大1,232,480株を割り当てます。 割当予定先は、クロージング基準時株式数についてのみ申込又は払込みを行う予定であり、当社は、払込期間中に申込又は払込みのない株式については、発行を打ち切る予定であるため、実際の発行株式数は減少する可能性があります。「クロージング基準時株式数」とは、1,232,480又は25百万米ドル(約27.5億円)をクロージング日の直前取引日の当社普通株式の出来高加重平均価格で除した数(1未満は切り上げるものとする。)のうち、いずれか小さい数をいいます。

3 第三者割当による新株予約権発行について

上記「1. 本M&Aについて (2) 本M&Aの対価 (注) 2」に記載のとおり本M&Aの対価の一部とするため、当社は、平成30年7月2日開催の当社取締役会において、UZに対して平成30年7月31日を払込期日として第18回新株予約権の発行を決議しています。第18回新株予約権の発行の概要については、以下のとおりです。なお、詳細につきましては、平成30年7月2日提出の第18回新株予約権の募集に係る有価証券届出書をご参照ください。

新株予約権の総数	862,736個(第18回新株予約権)
新株予約権の発行価額	1個当たり677円
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たり1円
新株予約権による調達金額	584百万円(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(行使価額に行使可能本新株予約権総数の行使によって得られる普通株式の数を乗じた金額の合計額)を合算した金額)(今回の新株予約権発行は、上記「募集又は売出しに関する特別記載事項1. 本M&Aについて」に記載のとおり、本M&Aのために割当予定先に対して行うものであり、上記の払込金額は当社が割当予定先の増資を引き受けることにより当社からHoldCoを通じて割当予定先に対して供与された資金によってなされるものであって、資金調達を目的としたものではありません。)
新株予約権の行使により発行される当社普通株式	アーンアウトによる最大増加数 862,736株

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a . 割当予定先の概要

名称	みずほ証券株式会社
本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
代表者の役職及び氏名	取締役社長 飯田 浩一
資本金	125,167百万円
事業の内容	金融商品取引業
主たる出資者及びその出資比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 95.80% 農林中央金庫 4.20%

(注) 割当予定先の概要の欄は、平成30年6月18日現在のものです。

b . 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	1,000株
人事関係		該当事項なし
資金関係		該当事項なし
技術関係		該当事項なし
取引関係		該当事項なし

(注) 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成30年3月31日現在のものです。

c . 割当予定先の選定理由

当社は、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注)1 (3) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、今回の資金調達における手法の選択に際して、1)上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注)1 (1) 資金調達の目的」に記載の調達目的を達成するために適した手法であること、2)株価への影響にも十分に配慮した仕組みとなっていることを重視した上で、多様な資金調達手法の比較検討を進めて参りました。

そのような状況の中、割当予定先より提案があった本新株予約権のスキームは、当社のニーズを充足し得る内容であったことに加え、同社が 従前より当社に対して資本政策を始めとする様々な提案及び議論を行っており、当社の経営及び事業内容に対する理解が深いこと、国内の大手証券会社の一つであり、国内外に厚い投資家基盤を有しており、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の株式市場等における円滑な売却が期待されること、総合証券会社として様々なファイナンスにおける実績もあること等を総合的に判断した上で、同社を割当予定先として選定することとしました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員である割当予定先による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は2,000,000株です(但し、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがあります。)

e. 株券等の保有方針

本新株予約権の割当予定先であるみずほ証券株式会社は、本割当契約上、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社の事前の書面による承諾を得る必要があります。

なお、割当予定先は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しつつ速やかに売却していく方針であることを確認しています。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるみずほ証券株式会社からは、本新株予約権の発行価額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の報告を受けています。また、割当予定先の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの平成30年3月期有価証券報告書(平成30年6月25日提出)及び割当予定先のホームページに掲載されている割当予定先の平成30年3月期決算短信(平成30年4月27日発表)に含まれる貸借対照表から、割当予定先及びその親会社における十分な現金・預金の存在を確認したことから、当社としてかかる払込み及び行使に支障はないと判断しています。

g. 割当予定先の実態

割当予定先であるみずほ証券株式会社の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの株式は、東証及びニューヨーク証券取引所に上場されています。割当予定先は、金融商品取引業者としての登録を行い、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服しており、また日本証券業協会を始めとする日本国内の協会等に加盟しています。

また、割当予定先は、株式会社みずほフィナンシャルグループにて制定のみずほグループの行動規範である「みずほの企業行動規範」を採択しており、当該規範において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断し、社会の変化を先取りした視点を持ち、金融インフラ機能の健全性と安全性を確保します。」と定めており、かかる基本方針をホームページにおいて公表しています。また、当社は、割当予定先がかかるとする基本方針に基づき、反社会的勢力等との関係遮断に関する組織的な対応を推進するための統括部署を設置し、反社会的勢力関連の情報の収集・蓄積及び厳格な管理を行っていること等を、割当予定先からヒアリングし確認しています。これらにより、当社は、割当予定先は反社会的勢力等の特定団体等との関係を有していないものと判断しています。

2 【株券等の譲渡制限】

割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社の事前の書面による同意を得る必要があります。

但し、かかる定めは、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

今回の資金調達においては、本新株予約権の発行と同時に本M&Aが決議されています。当社は、本M&Aに伴う株価への影響の織込みのため、本日(発行決議日)時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値を算定し、高い方の金額を踏まえて本新株予約権の発行価額を決定する予定です。

上記に従って、当社は、本日(発行決議日)時点の本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の新株予約権要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の本割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計(代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号)(以下「赤坂国際会計」という。)に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の新株予約権要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社普通株式の流動性、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提(当社の資金調達需要が権利行使期間にわたって一様に分散的に発生すること、資金調達需要が発生している場合には当社による停止指定が行われないこと、割当予定先は停止指定が無い場合には任意に市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること、当社からの通知による取得が実施されないこと等を含みます。)を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジ(本新株予約権1個につき900円から918円)を参考に、当該評価額レンジの範囲内で、割当予定先との間での協議を経て、本日(発行決議日)時点の本新株予約権の1個の発行価額を918円としています。なお、当社及び当社監査役による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断は、条件決定日において本新株予約権の発行価額を最終的に決定する際に行いますが、当社は、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額レンジの範囲内で決定される本新株予約権の発行価額の決定方法は合理的であると判断しました。

また、当社監査役全員も、本新株予約権の発行価額の決定方法は、第三者算定機関の選定が妥当であること、発行価額が当該第三者算定機関によって算出される評価額レンジの範囲内で決定されること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、合理的であると判断しており、また、上記のような取締役会の判断過程についても特に不合理な点は認められないことも勘案して、本新株予約権の発行価額の決定方法についての取締役会の判断は相当である旨の意見を述べています。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数の総数は最大2,000,000株(議決権20,000個相当)であり、平成30年3月31日現在の当社発行済株式総数29,375,676株(総議決権数293,706個)に対して最大6.81%(当社議決権総数に対し最大6.81%)の希薄化が生じるものと認識しています。

また、平成30年7月2日開催の当社取締役会において同時に発行を決議した本新株式の発行により増加する株式数及び第18回新株予約権全てが行使された場合における交付株式数を本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数に合算すると最大4,095,216株となり、平成30年3月31日現在の当社発行済株式総数に対して最大13.94%(当社議決権総数に対し最大13.94%)の希薄化が生じるものと認識しています。

しかしながら、当該資金調達により、上記「2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載の使途に充当することで、財務体質を強化しながら、NewsPicksの米国事業の拡大を図ることが可能となり、結果として当社の中長期的な収益向上及び企業価値向上に寄与するものであると考えていることから、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えています。

また、1)当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は198,661株であり、一定の流動性を有していること、かつ2)当社の判断により任意に本新株予約権を取得することが可能であることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えています。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権の行使により交付される当社普通株式は最大2,000,000株(議決権20,000個)であり、平成30年3月31日現在における発行済株式における総議決権個数293,706個の6.81%になることから、希薄化率25.0%を超えるものではなく、また、支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権の全てが行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、大規模な第三者割当増資に該当しません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(千株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
新野 良介	群馬県高崎市	7,102	24.25%	7,102	21.27%
梅田 優祐	アメリカ合衆国コネチカット州	6,022	20.56%	6,022	18.04%
稲垣 裕介	神奈川県川崎市中原区	2,482	8.48%	2,482	7.44%
UZ LLC	160 Greentree Drive, Suite 101, City of Dover, County of Kent, State of Delaware	0	0.00%	2,095	6.28%
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	0	0.00%	2,000	5.99%
State Street Bank and Trust Company (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	One Lincoln Street, Boston, MA USA (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	1,017	3.47%	1,017	3.05%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	991	3.38%	991	2.97%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	957	3.27%	957	2.87%
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	608	2.08%	608	1.82%
UBS AG Singapore (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	Aeschenvorstadt 1, CH-4002 Basel Switzerland (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	505	1.73%	505	1.51%
竹内 秀行	神奈川県足柄上郡松田町	479	1.64%	479	1.44%
計		20,165	68.84%	24,260	72.66%

(注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、平成29年12月31日現在の株主名簿に基づき算出していますが、「所有株式数」には、当社が平成30年1月1日付で行った当社普通株式1株につき2株の割合での株式分割が、平成29年12月31日時点で効力が生じていたものと仮定した場合の株式数を記載しています。

2 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、上記「割当後の所有株式数」に係る所有議決権数を、本新株予約権全てが行使された場合の交付株式数の総数最大2,000,000株に係る議決権数20,000個並びに本新株式に係る議決権数12,324個及び第18回新株予約権全てが行使された場合の交付株式数の総数最大862,736株に係る議決権数8,627個の合計数を割当前の総議決権数に加算した数で除して算出しています。「割当後の所有株式数」につきましては、本新株予約権全てが行使された場合の交付株式数に加え、本新株式の発行に係る株式数及び第19回新株予約権全てが行使された場合の交付株式数も含めて記載しています。

3 上記株式数のうち、信託業務に係る株式数は以下のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 975,200株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 957,400株

4 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しています。

5 上記表において、UZは、当社の子会社であるため、会社法施行規則第67条第1項の規定により当社普通株式に係る議決権を有しないこととなります。

6 前記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載のとおり、割当予定先であるみずほ証券株式会社は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を長期間保有する意思を有してお

らず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しつつ速やかに売却していく方針であるため、割当予定先であるみずほ証券株式会社は割当後における当社の大株主にはならないと見込んでいます。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

8 【その他参考になる事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第10期(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)平成30年3月29日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第11期第1四半期(自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日)平成30年5月14日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年7月2日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年4月4日に関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年7月2日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成30年6月5日に関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年7月2日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第15号の3の規定に基づく臨時報告書を平成30年7月2日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成30年7月2日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成30年7月2日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しています。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ユーザベース

(東京都港区六本木七丁目7番7号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第五部 【特別情報】

該当事項なし